**第１章**

**計画の策定にあたって**

# １　計画策定の背景

## **障がいのある人を取り巻く環境の変化**

昭和56（1981）年の国際障害者年を契機に、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが始まってから、40年が経過しました。この間、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しました。

我が国においては、「完全参加と平等」をめざして障がいのある人に関する施策（以下「障がい者施策」といいます。）が進められる中、平成５（1993）年に、障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、昭和45（1970）年に制定された「心身障害者対策基本法」が抜本改正され、「障害者基本法」が制定されました。この法律において市町村の努力義務とされた障害者計画の策定は、平成16（2004）年の改正により平成19（2007）年４月から義務づけられることとなりました。

障がいのある人に対する福祉サービスの変遷については、平成15（2003）年に、従来の「措置制度」から、利用者の自己決定を重視した契約制度である「支援費制度」に移行され、サービスの充実が図られました。しかし、サービスの利用者が急増したことや精神障がいのある人がサービスの対象になっていなかったこと、施設入所者の地域生活への移行や就労の支援などの課題に対応するため、平成18（2006）年に、「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の再編などが図られるとともに、市町村に障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す障害福祉計画の策定が義務づけられました。平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は見直され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）として施行され、難病患者等がサービスの対象となるなど、サービスの充実が図られました。平成28（2016）年には、「障害者総合支援法」施行後３年を目途としたサービスのあり方等の見直しを踏まえ、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

また、障がいのある人の外出時の障壁を除去するための環境整備については、平成６（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交

通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。平成18（2006）年には、この２つの法律を一体化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）が施行され、公共的建築物や公共交通機関等におけるバリアフリー化が進められました。

このように、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で必要なサービスの提供や環境整備が進められたものの、社会的障壁の解消までには至っていません。

国際社会においては、平成18（2006）年に、国際連合により、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約として「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、平成20（2008）年から発効されています。

我が国においては、平成19（2007）年の同条約の署名以降、条約の締結に向けた国内法の整備が進められてきました。平成23（2011）年には、「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止などが基本原則に盛り込まれました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成24（2012）年に施行されました。さらに、平成25（2013）年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、過重な負担がない範囲で社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を行う「合理的配慮」について、行政機関等には義務、事業者には努力義務とされました。

このほか、平成17（2005）年には「発達障害者支援法」、平成25（2013）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」といいます。）が施行されました。また、同年には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されるなど、障がいのある人の人権の尊重などについて、着実な取り組みが進められてきました。

こうした国内法の整備などを経て、我が国は、平成26（2014）年１月に「障害

者権利条約」を批准し、同年２月に効力を発することとなり、平成28（2016）年４月の障害者差別解消法の施行を迎えました。

これらを受け、発達障がいのある人への支援の一層の充実を図るため、同年に「発達障害者支援法」が改正されたほか、平成30（2018）年には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の契機もとらえ、「心のバリアフリー」の推進を図るため、「バリアフリー法」が改正されました。また、同年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人の社会参加を図る環境整備も進められつつあります。

元号が改まり「令和」となってからも国内法の整備は進められ、令和３（2021）年に、「合理的配慮」について事業者にも義務とするため、「障害者差別解消法」が改正されました。また、この前後、令和元（2019）年には読書環境における障壁の除去を進めるための「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）、令和４（2022）年には情報の取得や意思疎通における障壁の除去を進めるための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定、施行されました。

令和４（2022）年に開催された国際連合の障害者の権利に関する委員会においては、こうした取り組みに対して一定の評価がなされた一方で、障がいのある児童への発達支援のあり方の改善など、さまざまな意見が示されました。

これを受け、我が国では、令和５（2023）年に「障害者基本計画（第５次）」を策定し、世界に誇れる共生社会の実現をめざし、さらなる取り組みが進められています。

## **新城市の取り組み**

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、新城市は、平成17（2005）年の鳳来町、作手村との合併（新設）を経て、平成19（2007）年に、「障害者自立支援法」に基づき、３年を１期とする「第１期新城市障害福祉計画」を策定しました。続いて、平成21（2009）年には「第２期新城市障害福祉計画」、平成24（2012）年には「第３期新城市障害福祉計画」を策定し、この間

の平成23（2011）年に、「障害者基本法」に基づき、「第１期新城市障害者計画」を策定しました。

その後、平成27（2015）年の「第４期新城市障害福祉計画」の策定を経た平成30（2018）年には、障がい者施策の基本的な指針となる「第２期新城市障害者計画」の策定に合わせ、福祉サービス分野における実施計画である「第５期新城市障害福祉計画」と「児童福祉法」に基づく「第１期新城市障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

令和３（2021）年には、「第２期新城市障害者計画」の中間見直しを行うとともに、「第６期新城市障害福祉計画・第２期新城市障害児福祉計画」を策定しました。

また、同年、新城市では、福祉サービスを確保し、充実させていくため、福祉従事者がこれまで以上に輝くことができるまちづくりが必要となることから、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」を制定しました。

こうした経過を踏まえ、めまぐるしく変わる法制度に対応するとともに、より一層障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第３期新城市障害者計画」と「第７期新城市障害福祉計画・第３期新城市障害児福祉計画」を策定します。

# ２　計画の性格

## **計画の位置づけ**

「第３期新城市障害者計画」は、障害者基本法第11条第３項に基づく市町村障害者計画として、国の障害者基本計画（第５次）や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、新城市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画で、「新城市総合計画」をはじめ、健康増進計画や文化芸術推進計画、スポーツ推進計画など、関連する計画と整合を図りつつ、策定し、推進していきます。

「第７期新城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を踏まえ、新城市における令和６（2024）年度から３年間の障害福祉サービスなどの見込量とその確保策などを示す計画です。「第３期新城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、同じく国が示す基本指針を踏まえ、新城市における令和６（2024）年度から３年間の障害児通所支援などの見込量とその確保策などを示す計画です。ともに、「第３期新城市障害者計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図りつつ、策定し、推進していきます。

図表１－１　計画の位置づけ



## **計画の範囲**

「第３期新城市障害者計画」と「第７期新城市障害福祉計画・第３期新城市障害児福祉計画」における障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障がいのある児童を含みます。

なお、「第３期新城市障害者計画」は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠です。したがって、新城市民のすべてが対象となります。

# ３　計画の期間

「第３期新城市障害者計画」の期間は、障がい者施策を中長期に見据えつつ、今後３年ごとに策定が見込まれる障害福祉計画・障害児福祉計画とともに、中間見直しが図られるよう、令和６（2024）年度から令和11（2029）年度までの６年間とします。

「第７期新城市障害福祉計画・第３期新城市障害児福祉計画」の期間は、国が示す基本指針に基づき、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間となります。

図表１－２　計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平 成 30 年 度 | 令 和 元 年 度 | 令 和 ２ 年 度 | 令 和 ３ 年 度 | 令 和 ４ 年 度 | 令 和 ５ 年 度 | 令 和 ６ 年 度 | 令 和 ７ 年 度 | 令 和 ８ 年 度 | 令 和 ９ 年 度 | 令 和 10 年 度 | 令 和 11 年 度 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 国 | 障害者基本計画（第4次） | | | | | **障害者基本計画（第5次）** | | | | |  | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 愛知県 | 第3期障害者計画  ※平成28年度～ | | | **あいち障害者福祉プラン**  **（第4期障害者計画）** | | | | | |  | | |
| 第5期障害福祉計画・  第1期障害児福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画・  第2期障害児福祉計画 | | | **第7期障害福祉計画・**  **第3期障害児福祉計画** | | |  | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 新城市 | 第2期障害者計画 | | | | | | **第3期障害者計画** | | | | | |
| 第5期障害福祉計画・  第1期障害児福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画・  第2期障害児福祉計画 | | | **第7期障害福祉計画・**  **第3期障害児福祉計画** | | |  | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |